

「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」及び「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアイルランドとの間の条約」に係る統合条文

この文書は、日本国及びアイルランドによって2017年6月7日に署名された「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」（以下「B E P S防止措置実施条約」という。）によって修正される、1974年1月18日に署名された「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアイルランドとの間の条約」（以下「条約」という。）の適用に関する統合条文を示すものである。

この文書は、日本国によって2018年9月26日に、及びアイルランドによって2019年1月29日に寄託者（経済協力開発機構事務総長）にそれぞれ提出された留保及び通告に基づいて作成されている。

この文書の唯一の目的は、条約に対するB E P S防止措置実施条約の適用に関する理解を容易にすることであり、この文書は法的根拠となるものではない。条約及びB E P S防止措置実施条約の正文のみが、適用可能な法的文書である。

条約の規定について適用されるB E P S防止措置実施条約の規定は、この文書の全体を通じ、条約の関連する規定の箇所において、枠の中に示されている。

この文書においては、B E P S防止措置実施条約において用いられる語句が条約において用いられる語句に適合するようにするため、B E P S防止措置実施条約の規定の条文に対して変更が加えられている（例えば、「対象租税協定」が「条約」に、「当事国」が「締約国」に変更されている）。同様に、B E P S防止措置実施条約の規定のうち条約の既存の規定を記述する部分に対し、その記述的な文言を既存の規定の条項番号に代える変更が加えられている。これらの変更は、この文書の読みやすさを向上させるためのものであり、B E P S防止措置実施条約の規定の内容を変更することを意図するものではない。

条約の規定の引用は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、B E P S防止措置実施条約の規定によって修正される条約の規定を引用しているものとして理解されなければならない。

BEPS防止措置実施条約の効力発生及び適用開始

BEPS防止措置実施条約は、日本国について2019年1月1日に、アイスランドについて2019年5月1日に効力を生じ、次のとおり適用される。

- (a) BEPS防止措置実施条約の規定は、条約の各締約国において、次のものについて適用される。
 - (i) 非居住者に対して支払われ、又は貸記される額に対して源泉徴収される租税については、2020年1月1日以後に生ずる課税事象
 - (ii) 当該締約国によって課されるその他の全ての租税については、2019年11月1日以後に開始する課税期間に関して課される租税
- (b) (a)にかかわらず、BEPS防止措置実施条約第十六条（相互協議手続）の規定は、条約につき、2019年5月1日以後に一方の締約国の権限のある当局に対して申し立てられた事案（BEPS防止措置実施条約によって修正される前の条約の規定に基づき、2019年5月1日において申立てをすることが認められなかったものを除く。）に関し、当該事案が関連する課税期間を考慮することなく、適用される。
- (c) (a)及び(b)にかかわらず、BEPS防止措置実施条約第六部（仲裁）の規定は、次の日から適用される。
 - (i) BEPS防止措置実施条約第十九条（義務的かつ拘束力を有する仲裁）1(a)に規定するところによって一方の締約国の権限のある当局に対して申し立てられた事案については、2019年5月1日
 - (ii) 2019年5月1日の前に一方の締約国の権限のある当局に対して申し立てられた事案であって、BEPS防止措置実施条約第六部の規定を適用することについて両締約国の権限のある当局が合意するものについては、両締約国が、BEPS防止措置実施条約第十九条10の規定に従って合意に達したこと及び当該合意に定める条件に従い、同条1(a)に規定するところによって一方の締約国の権限のある当局に対して当該事案が申し立てられたとみなされる日に関する情報について寄託者に通告した日

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための
日本国とアイルランドとの間の条約

日本国政府及びアイルランド政府は、

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第六条 3 に規定する段落は、条約の前文に加わる。

第六条 対象租税協定の目的

両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

~~所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、~~

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第六条 1 に規定する段落は、「所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、」に言及する条約の前文の文言に代わる。

第六条 対象租税協定の目的

条約の対象となる租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減（両締約国以外の国又は地域の居住者の間接的な利益のために条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁(あさ)りの仕組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせることなく、二重課税を除去することを意図して、

次のとおり協定した。

第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第三条1（同条3の規定による修正の後のもの）の規定は、条約について適用される。

第三条 課税上存在しない団体

- 1 条約の適用上、いずれかの締約国の租税に関する法令の下において全面的若しくは部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の締約国の居住者の所得とみなす。この1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国が当該一方の締約国の居住者に対して租税を課する権利に影響を及ぼすものと解してはならない。

第二条

- 1 この条約の対象である租税は、次のものとする。
 - (a) アイルランドにおいては、
 - (i) 所得税（付加税を含む。）
 - (ii) 法人利潤税
 - (b) 日本国においては、
 - (i) 所得税
 - (ii) 法人税
 - (iii) 住民税
- 2 この条約は、現行の租税に加えて又はこれに代わつてこの条約の署名の日の後にいずれか一方の締約国において課される租税であつて現行の租税と同一の又はこれと実質的に類似するもの（国税であるか地方税であるかを問わない。）についても、また、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの国の税法について行われた改正を相互に通知する。
- 3 この条約は、船舶又は航空機を運用する企業に関しては、第九条2に規定する租税についても、また、適用する。

第三条

- 1 この条約において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、
 - (a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関

する法令が施行されている領域をいう。

(b) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はアイルランドをいう。

(c) 「国民」とは、

(i) アイルランドに関しては、アイルランドのすべての市民並びにアイルランドにおいて施行されている法令によつてその地位を与えられたすべての法人、組合及び団体をいう。

(ii) 日本国に関しては、日本国の国籍を有するすべての個人並びに日本国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に関し日本国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。

(d) 「者」には、法人及び法人以外の団体を含む。

(e) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(f) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(g) 「日本国の租税」とは、日本国において課される租税で、前条1又は2の規定によつてこの条約が適用されるものをいい、「アイルランドの租税」とは、アイルランドにおいて課される租税で、同条1又は2の規定によつてこの条約が適用されるものをいう。

(h) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はアイルランドの租税をいう。

(i) 「権限のある当局」とは、日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいい、アイルランドについては、歳入委員会又は権限を与えられたその代理者をいう。

(j) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（船舶又は航空機が他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される場合の運送を除く。）をいう。

2 一方の締約国によるこの条約の適用上、特に定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の対象である租税に関する当該一方の締約国の法令上有する意義を有するものとする。

第四条

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、管理

の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。この用語には、当該一方の締約国内の源泉から所得を取得する場合に限り当該一方の締約国において課税される個人を含まない。

- 2 1の規定によつて双方の締約国の居住者となる個人については、権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その個人が居住者であるとみなされる締約国を決定する。
- 3 1の規定によつて双方の締約国の居住者となる者で個人以外のものは、その者の本店又は主たる事務所が存在する締約国の居住者とみなす。

第五条

この条約に基づき所得について一方の締約国の租税が軽減される場合において、他方の締約国において施行されている法令により、個人が、当該所得の全額についてではなく当該所得のうち当該他方の締約国に送金され又は当該他方の締約国内で受領した部分について租税を課されることとされているときは、この条約に基づき当該一方の締約国において認められる租税の軽減は、当該所得のうち当該他方の締約国に送金され又は当該他方の締約国内で受領した部分についてのみ適用する。

第六条

- 1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つているものをいう。
- 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。
 - (a) 管理所
 - (b) 支店
 - (c) 事務所
 - (d) 工場
 - (e) 作業場
 - (f) 鉱山、採石場その他天然資源を採取する場所
 - (g) 建築工事現場又は建設若しくは組立ての工事で、十二箇月を超える期間存続するもの
- 3 「恒久的施設」については、次のことは、含まれないものとする。
 - (a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。
 - (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのために

のみ保有すること。

- (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
- (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (e) 企業のために広告、情報の提供、科学的調査その他これらに類する準備的又は補助的な性質の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第十三条 4の規定は、条約について適用される。

第十三条 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位
の人為的な回避

- 4 条約第六条 3の規定は、事業を行う一定の場所を使用し、若しくは保有する企業又は当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所又は当該一定の場所が存在する締約国内の他の場所において事業活動を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、当該一定の場所については、適用しない。ただし、当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う事業活動又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う事業活動が、一体的な業務の一部として補完的な機能を果たす場合に限る。
- (a) 条約第六条の規定に基づき、当該一定の場所又は当該他の場所が当該企業又は当該企業と密接に関連する企業の恒久的施設を構成すること。
 - (b) 当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う活動の組合せ又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う活動の組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものでないこと。

- 4 一方の締約国の企業は、他方の締約国内で第十八条にいう芸能人又は運動家の役務を提供する活動を行う場合には、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。
- 5 一方の締約国内で他方の締約国の企業に代わつて行動する者（6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）は、次のいずれかの場合には、当該一方の締約国内の恒久的施設とされる。

- (a) その者が、当該一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使する場合。ただし、その者の行動が当該企業のために物品又は商品を購入することに限られる場合は、この限りでない。
- (b) その者が、当該企業に属する物品又は商品の在庫で通常これにより当該企業に代わって注文に応ずるためのものを当該一方の締約国内に保有する場合
- 6 一方の締約国の企業は、仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人でこれらの者としての業務を通常の方法で行うものを通じて他方の締約国内で事業活動を行つているという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。
- 7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内で恒久的施設を通じ若しくは通じないで事業を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設であることとはならない。

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第十五条 1 の規定は、条約について適用される。

第十五条 企業と密接に関連する者の定義

- 1 条約第六条の規定の適用上、ある者とある企業とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、一方が他方を支配している場合又は両者が同一の者若しくは企業によって支配されている場合には、密接に関連するものとする。いかなる場合にも、ある者とある企業とは、一方が他方の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの）を直接若しくは間接に所有する場合又は他の者がその者及びその企業の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの）を直接若しくは間接に所有する場合には、密接に関連するものとする。

第七条

- 1 不動産から生ずる所得に対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。
- 2 「不動産」の定義は、当該財産が存在する締約国の法令によるものとする。不動産には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（その金額が確定しているかどうかを問わない。）を受け取る権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。
- 3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。
- 4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び自由職業を行うために使用される不動産から生ずる所得についても適用する。

第八条

- 1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行う場合には、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と、全く独立の立場で、取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば、当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。
- 3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用でその恒久的施設のために生じたものは、その恒久的施設が存在する締約国内で生じたか他の場所において生じたかを問わず、損金に算入することを認められる。
- 4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国において行われている場合には、その締約国が租税を課されるべき利得を

その慣行とされている配分の方法によつて決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、その方法によつて得た結果がこの条に定める原則に適合するようものでなければならない。

- 5 恒久的施設が企業のために行つた物品又は商品の単なる購入を理由としては、いかなる利得も、その恒久的施設に帰せられることはない。
- 6 1 から 5 までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方法を用いることについて正当な理由がある場合は、この限りでない。
- 7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第九条

- 1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得については、他方の締約国において租税を免除する。
- 2 一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、アイルランドの企業である場合には日本国における事業税、日本国の企業である場合には日本国における事業税に類似する租税でアイルランドにおいて今後課されることがあるものを免除される。
- 3 1 及び 2 の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、また、適用する。

第十条

- (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は
 - (b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合
- であつて、そのいずれの場合においても、双方の企業の間、その商業上又は資金上の関係において独立の企業の間、設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第十七条1の規定は、条約について適用される。

第十七条 対応的調整

- 1 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間で設けられた条件が独立の企業の間で設けられたであろう条件であったとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であるときは、当該他方の締約国は、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たっては、条約の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

第十一条

- 1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者である締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、(a)及び(b)の規定に従つて制限される。
 - (a) アイルランドの居住者である法人が日本国の居住者に支払う配当に対しては、アイルランドの付加税を免除する。
 - (b) 日本国の居住者である法人がアイルランドの居住者に支払う配当であつて、当該アイルランドの居住者にアイルランドの租税が課されるものに対しては、日本国において十五パーセントを超える率の租税を課することができない。ただし、当該アイルランドの居住者が、当該配当の支払の日に先立つ六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある全株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、当該配当に対しては、日本国において十パーセントを超える率の租税を課することができない。この2の規定は、配当に充てられる利得についての当該法人に対する課税に影響を及ぼすものではない。
- 3 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く。)から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者である締約国の税法上株式から生ずる

所得と同様に扱われるものをいう。

- 4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受領者が、その配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内にその配当の支払の基因となつた株式その他の持分と実質的に関連する恒久的施設を有する場合には、適用しない。この場合には、第八条の規定を適用する。
- 5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、その法人が当該他方の締約国の居住者でない者に支払う配当及びその法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内で生じた利得又は所得から成るときも、当該配当に対していかなる租税をも課することができず、また、当該留保所得に対して留保所得税を課することができない。

第十二条

- 1 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の金額の十パーセントを超えないものとする。
- 3 この条において、「利子」とは、公債、債券又は社債（担保の有無及び利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）その他のすべての種類の信用に係る債権から生じた所得及びこのような債権について償還された金額のうち融通された金額を超える部分並びにその他の所得でそれが生じた締約国の税法上貸付金から生ずる所得と同様に扱われるものをいう。
- 4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受領者が、他方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その利子を生じた債権が当該恒久的施設を通じて行われる事業と実質的に関連を有しているときは、適用しない。この場合には、第八条の規定を適用する。
- 5 利子は、その支払者が一方の締約国又はその地方公共団体若しくは居住者である場合には、その締約国内で生じたものとされる。ただし、利子の支払者（一方の締約国の居住者であるかどうかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、その利子を当該恒久的施設が負担するときは、その利子は、当該恒久的施設が存在する当該一方の締約国内で生じたものとされる。
- 6 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係によ

り、支払われた利子の金額が、その支払の基因となつた債権を考慮する場合において、その関係がないとしたならば支払者及び受領者が合意したとみられる金額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる金額についてのみ適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十三条

- 1 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の金額の十パーセントを超えないものとする。
- 3 この条において、「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受け取るすべての種類の支払金をいう。
- 4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受領者が、他方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その使用料を生じた権利又は財産が当該恒久的施設を通じて行われる事業と実質的に関連を有しているときは、適用しない。この場合には、第八条の規定を適用する。
- 5 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、支払われた使用料の金額が、その支払の基因となつた使用、権利又は情報を考慮する場合において、その関係がないとしたならば支払者及び受領者が合意したとみられる金額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる金額についてのみ適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十四条

- 1 第七条2に定義する不動産の譲渡から生ずる収益に対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。

- 2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部をなす財産（不動産を除く。）又は一方の締約国の居住者が自由職業を行うため他方の締約国において使用することができる固定的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体とともに行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によつて取得する収益については、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 3 1及び2に規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益については、譲渡者が居住者である締約国においてのみ租税を課することができる。

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第九条4の規定は、条約について適用される。

第九条 主として不動産から価値が構成される団体の株式又は持分の譲渡から生ずる収益

- 4 条約の適用上、一方の締約国の居住者が株式又は同等の持分（組合又は信託財産の持分を含む。）の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該株式又は同等の持分の価値の五十パーセントを超えるものが、当該譲渡に先立つ三百六十五日の期間のいずれかの時点において、他方の締約国内に存在する不動産によつて直接又は間接に構成される場合には、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十五条

- 1 一方の締約国の居住者が自由職業その他これに類する独立の活動に関して取得する所得に対しては、その者が自己の活動を遂行するために通常使用することができる固定的施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。その者がそのような固定的施設を有する場合には、当該所得のうち当該固定的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の

活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十六条

- 1 次条及び第十九条から第二十二條までの規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、その勤務が他方の締約国内で行われない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内で行われる場合には、その勤務から生ずる報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までのことを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
 - (a) その報酬の受領者が当該課税年度を通じて合計百八十三日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。
 - (b) その報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われること。
 - (c) その報酬が当該他方の締約国内に雇用者の有する恒久的施設又は固定的施設によつて負担されないこと。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十七条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十八条

第十五条及び第十六条の規定にかかわらず、演劇、映画、ラジオ又はテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人及び運動家がこれらの者としての個人的活動によつて取得する所得に対しては、その活動が行われた締約国において租税を課することができる。

第十九条

- 1 次条2の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬及び一方の締約国の居住者に支払われる保険年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 2 「保険年金」とは、適正かつ十分な対価に応ずる給付を行う義務に基づき、終身又は特定の若しくは確定することができる期間中、所定の時期において定期的に支払われる所定の金額をいう。

第二十条

- 1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又はその地方公共団体に提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくはその地方公共団体によつて支払われる報酬（退職年金を除く。）に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
(b) もつとも、当該役務が他方の締約国において提供され、かつ、そのような報酬の受領者が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その報酬に対し、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。
 - (i) 当該他方の締約国の国民
 - (ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの
- 2 (a) 一方の締約国又はその地方公共団体に提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくはその地方公共団体によつて支払われ、又は当該一方の締約国若しくはその地方公共団体によつて設立された基金から支払われる退職年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
(b) もつとも、そのような退職年金の受領者が他方の締約国の国民であり、かつ、当該他方の締約国の居住者である場合には、その退職年金に対し、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 3 一方の締約国又はその地方公共団体が行う営業又は事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金については、第十六条から前条までの規定を適用する。

第二十一条

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であり、又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付又は所得については、当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、給付については、それが当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限るものとし、所得については、それが当該一方の締約国内で提供される人的役務について受け取るものであつて、一課税年度において六〇万円又はアイルランド・ポンドによるその相当額を超えないものである場合に限る。

第二十二条

- 1 大学、学校その他の教育機関において教育を行うため一方の締約国を訪れ、二年を超えない期間滞在する教授又は教員であつて、現に他方の締約国の居住者であり、又は訪れる直前に他方の締約国の居住者であつたものは、その教育に係る報酬につき、当該一方の締約国において租税を免除される。
- 2 一方の締約国からの個人であつて、政府又は宗教、慈善、学術、文芸若しくは教育に関する団体から研究を主たる目的とする交付金、手当又は奨励金を受領する者として、二年を超えない期間他方の締約国内に一時的に滞在するものは、その交付金、手当又は奨励金につき、当該他方の締約国において租税を免除される。

第二十三条

一方の締約国において生ずる他方の締約国の居住者の所得で前諸条に明文の規定がないものに対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第二十四条

- 1 日本国内の源泉から生ずる所得につき、日本国の法令に基づき、かつ、この条約に従つて直接に又は源泉徴収によつて納付される日本国の租税は、アイルランド外の領域において納付される租税をアイルランドの租税から控除することに関するアイルランドの法令の規定及びこれらの規

定について今後行われる改正でこれらの規定の原則に影響を及ぼさないものに従い、その所得について納付されるアイルランドの租税から控除する。その控除を行うに当たり、その所得が、日本国の居住者である法人が支払う通常の配当である場合には、その配当について納付される日本国の租税のほかに、当該法人がその利得について納付する日本国の租税を考慮に入れるものとし、その所得が、優先株式に対して支払われる配当であつて優先権に係る固定率部分と利得の追加分配部分との双方を含むものである場合には、当該配当のうち当該固定率部分を超える部分についてのみ、当該法人がその利得について納付する日本国の租税を考慮に入れる。

- 2 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令に従い、
 - (a) 日本国の居住者がこの条約の規定に従つてアイルランドにおいて租税を課される所得（配当を除く。）をアイルランドにおいて取得するときは、その所得について納付されるアイルランドの租税の額は、その居住者に対して課される日本国の租税から控除する。ただし、その控除の額は、日本国の租税の額のうちその所得に対応する部分を超えないものとする。
 - (b) アイルランドにおいて生ずる所得が、アイルランドの居住者である法人がその議決権のある株式又はその発行した全株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払う配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人がその利得について納付するアイルランドの租税を考慮に入れる。
 - (c) (b)に規定する控除の適用上、アイルランドの経済開発を促進するための特別の奨励措置であつてこの条約の署名の日に実施されているもの又はその修正若しくはそれへの追加としてアイルランドの租税に関する法令に将来導入されることがあるものに従つて一定の期間免除又は軽減が行われなかったならば納付されたであろうアイルランドの租税は、法人によつて納付されたものとみなす。ただし、両締約国の政府が当該奨励措置によつて納税者に与えられる特典の範囲について合意することを条件とする。
- 3 この条の規定の適用上、アイルランドの居住者である個人が連合王国内の源泉から取得する所得は、当該所得に対し連合王国の所得税が課されない場合には、アイルランド内の源泉から生ずる所得とみなす。

第二十五条

- 1 アイルランドの居住者である個人は、日本国の所得税に関し、日本国の居住者でない日本国民が受けることがある人的控除、救済及び軽減と同一の人的控除、救済及び軽減を受ける権利を有する。
- 2 日本国の居住者である個人は、アイルランドの所得税に関し、アイルランドの居住者でないアイルランドの市民と同一の人的控除、救済及び軽減を受ける権利を有する。

第二十六条

- 1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民が課されており又は課されることがある租税又はこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。
- 2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。
この規定は、一方の締約国に対し、自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務づけるものと解してはならない。
- 3 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業が課されており又は課されることがある租税又はこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。
- 4 この条の規定は、アイルランドに対し、次の法律の規定に従つて認められる軽減又は免除をアイルランドの法人に関する法令に基づいて設立され、かつ、所得税の課税上アイルランドの居住者である法人以外の法人に認めることを義務づけるものと解してはならない。
 - (i) ある種の鉱山の利得に対する租税の一時的減免に関する千九百五十六年財政法（千九百五十六年第八号）（その後の改正を含む。）
 - (ii) 千九百六十七年所得税法（千九百六十七年第六号）第二十五部第二章（その後の改正を含む。）
- 5 この条において、「租税」とは、すべての種類の税をいう。

第二十七条

~~1 一方の締約国の居住者は、いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約に適合しない課税を受け又は受けるに至ると認める場合には、それらの締約国の法令で定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対しその事案について申立てをすることができる。~~

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第十六条 1 の第一文の規定は、条約第二十七条 1 の規定に代わる。

第十六条 相互協議手続

一方又は双方の締約国の措置により条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることとなると認める者は、その事案につき、当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、いずれかの締約国の権限のある当局に対して申立てをすることができる。

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第十六条 1 の第二文の規定は、条約について適用される。

第十六条 相互協議手続

当該申立ては、条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 権限のある当局は、1 の申立てを正当と認めるが、適当な解決を与えることができない場合には、この条約に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事案を解決するように努める。

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第十六条 2 の第二文の規定は、条約について適用される。

第十六条 相互協議手続

成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかか

わらず、実施されなければならない。

- 3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するように努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。
- 4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができる。

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第六部の規定は、条約について適用される。

第六部 仲裁

第十九条 義務的かつ拘束力を有する仲裁

- 1 (a) 条約第二十七条1の規定に従い、一方又は双方の締約国の措置により条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者が、その事案について、一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、
(b) 条約第二十七条2の規定に従い、両締約国の権限のある当局が、8又は9に規定する起算日から起算して二年以内（当該期間が満了する前に、両締約国の権限のある当局が、その事案について異なる期間について合意し、かつ、当該事案の申立てをした者に対してその合意を通知した場合には、その合意された期間内）に、当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、
当該者が書面によって要請するときは、当該事案の未解決の事項は、10の規定に基づいて両締約国の権限のある当局が合意する規則又は手続に従い、この部に規定する方法によって仲裁に付託される。
- 2 一又は二以上の同一の事項に関する事案について裁判所又は行政審判所において手続が係属中であることを理由として、一方の締約国の権限のある当局が、1に規定する両締約国の権限のある当局の合意のための手続を停止した場合には、1(b)に規定する期間は、裁判所若しくは行政審判所が最終的な決定を行うまで又は当該事案に係る裁判所若しくは行政審判所の手続が停止され、若しくは当該事案に係る訴訟若しくは審査請求が取り下げられるまで、進行を停止する。また、事案の申立てをした者及び一方の締約国の権限のある当局が、両締約国の権限のある当局の合意のための手続を停止することについて合意した場合には、1(b)に規定する期間は、当該手続の停止が解除されるまで、進行を停止する。

- 3 事案によって直接に影響を受ける者が1 (b)に規定する期間の開始の後いずれかの締約国の権限のある当局によって要請された追加の重要な情報を適時に提供しなかったことについて両締約国の権限のある当局が合意する場合には、1 (b)に規定する期間は、その要請された情報の提出の期限とされた日に開始し当該情報が提供された日に終了する期間と等しい期間延長する。
- 4 (a) 仲裁に付託された事項に関する仲裁決定は、1に規定する事案に関する両締約国の権限のある当局の合意によって実施される。仲裁決定は、最終的な決定とする。
- (b) 仲裁決定は、次の場合を除くほか、両締約国を拘束する。
- (i) 事案によって直接に影響を受ける者が、当該仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合。この場合には、当該事案について、両締約国の権限のある当局による更なる検討は、行われぬ。当該事案によって直接に影響を受けるいずれかの者が、当該合意についての通知がその者に送付された日の後六十日以内に、裁判所若しくは行政審判所に対し当該合意において解決された全ての事項に関する訴訟若しくは審査請求を取り下げない場合又は当該合意と整合的な方法によって当該事項に関する係属中の訴訟手続若しくは行政手続を終了させない場合には、当該合意は、当該事案によって直接に影響を受ける者によって受け入れられなかったものとする。
- (ii) いずれかの締約国の裁判所による最終的な決定によって当該仲裁決定が無効とされる場合。この場合には、1に規定する仲裁の要請は、行われなかったものとし、仲裁手続（B E P S防止措置実施条約第二十一条（仲裁手続の秘密）及び第二十五条（仲裁手続の費用）の規定に係るものを除く。）は、行われなかったものとする。この場合には、両締約国の権限のある当局が新たな仲裁の要請は認められないことについて合意する場合を除くほか、新たな仲裁の要請を行うことができる。
- (iii) 当該事案によって直接に影響を受ける者が、当該仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意によって解決された事項について、いずれかの裁判所又は行政審判所において訴訟又は審査請求による解決を求める場合
- 5 1 (a)に規定する両締約国の権限のある当局の合意のための手続に関する最初の申立てを受けた一方の締約国の権限のある当局は、当該申立てを受けた後二箇月以内に、次の全てのことを行う。
- (a) 事案の申立てをした者に対し、当該申立てを受けた旨の通知を送付すること。

- (b) 他方の締約国の権限のある当局に対し、当該申立ての文書の写しとともに当該申立てを受けた旨の通知を送付すること。
- 6 一方の締約国の権限のある当局は、両締約国の権限のある当局の合意のための手続の申立てを受けた後又は他方の締約国の権限のある当局から申立ての文書の写しを受領した後三箇月以内に、次のいずれかのことを行う。
- (a) 事案の申立てをした者及び当該他方の締約国の権限のある当局に対し、当該事案の実質的な検討を行うために必要な情報を受領した旨を通知すること。
- (b) 事案の申立てをした者に対し、当該事案の実質的な検討を行うために必要な追加の情報を要請すること。
- 7 6 (b)の規定に従って、一方又は双方の締約国の権限のある当局が、事案の申立てをした者に対して、当該事案の実質的な検討を行うために必要な追加の情報を要請した場合には、当該追加の情報を要請した権限のある当局は、その者から当該追加の情報を受領した後三箇月以内に、その者及び他方の締約国の権限のある当局に対して、次のいずれかのことを通知する。
- (a) 要請した情報を受領したこと。
- (b) 要請した情報の一部が欠けていること。
- 8 いずれの締約国の権限のある当局も6 (b)の規定に従って追加の情報を要請しなかった場合には、1に規定する起算日は、次のいずれか早い日とする。
- (a) 両締約国の権限のある当局が、6 (a)の規定に従い事案の申立てをした者に通知した日
- (b) 5 (b)の規定に従って他方の締約国の権限のある当局に通知した後三箇月を経過した日
- 9 6 (b)の規定に従って追加の情報が要請された場合には、1に規定する起算日は、次のいずれか早い日とする。
- (a) 追加の情報を要請した一方の締約国の権限のある当局が、7 (a)の規定に従い、事案の申立てをした者及び他方の締約国の権限のある当局に通知した日のうち最も遅い日
- (b) 両締約国の権限のある当局が、いずれかの締約国の権限のある当局によって要請された全ての情報を事案の申立てをした者から受領した後三箇月を経過した日
- ただし、一方又は双方の締約国の権限のある当局が7 (b)に規定する通知を送付する場合には、当該通知は、6 (b)の規定に基づく追加の情報の要請として取り扱われる。
- 10 両締約国の権限のある当局は、条約第二十七条の規定に従って、合意

によって、この部の規定の実施方法（各締約国の権限のある当局が事案の実質的な検討を行うために必要な最低限の情報を含む。）を定める。当該合意は、事案の未解決の事項を仲裁に付託することができる最初の日の前に締結されなければならない、その後、随時修正することができる。

12 この条の他の規定にかかわらず、

- (a) B E P S 防止措置実施条約に定める仲裁手続の対象となる両締約国の権限のある当局の合意のための手続に係る事案の未解決の事項は、いずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が当該事項について既に決定を行った場合には、仲裁に付託されない。
- (b) 仲裁の要請が行われてから仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局に送付するまでの間に、当該事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が決定を行う場合には、当該仲裁手続は、終了する。

第二十条 仲裁のための委員会の構成員の任命

- 1 両締約国の権限のある当局が異なる規則について合意する場合を除くほか、この部の規定の適用上、2から4までの規定を適用する。
- 2 仲裁のための委員会の構成員の任命については、次の規則を適用する。
 - (a) 仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の個人によって構成される。
 - (b) 各締約国の権限のある当局は、前条（義務的かつ拘束力を有する仲裁）1の規定に基づく仲裁の要請の日から六十日以内に、一人の仲裁のための委員会の構成員を任命する。このようにして任命された二人の仲裁のための委員会の構成員は、そのいずれか遅い方の任命の時から六十日以内に、仲裁のための委員会の長となる第三の構成員を任命する。仲裁のための委員会の長は、いずれの締約国の国民又は居住者でもあってはならない。
 - (c) 仲裁のための委員会の構成員に任命された者は、それぞれ、任命を受諾する時において、両締約国の権限のある当局、税務当局及び財務省並びに事案によって直接に影響を受ける全ての者及びその顧問に対して公平でなければならない、かつ、これらの者から独立していなければならない、当該事案に係る仲裁手続を通じて、その公平性及び独立性を維持しなければならない、並びに当該仲裁手続の後の妥当な期間において、当該仲裁手続に関する仲裁のための委員会の構成員が公平であり、及び独立しているという外観を損なうおそれのある行為を行ってはならない。
- 3 一方の締約国の権限のある当局が、2に規定する方法によって、及び

2に規定する期間内に、又は両締約国の権限のある当局が合意する方法によって、及び両締約国の権限のある当局が合意する期間内に、仲裁のための委員会の構成員を任命することができない場合には、当該一方の締約国の権限のある当局に代わって、経済協力開発機構の租税政策及び税務行政センターの最も高い地位にある職員であっていずれの締約国の国民でもないものが、一人の構成員を任命する。

- 4 最初に任命された二人の仲裁のための委員会の構成員が、2に規定する方法によって、及び2に規定する期間内に、又は両締約国の権限のある当局が合意する方法によって、及び両締約国の権限のある当局が合意する期間内に、仲裁のための委員会の長を任命することができない場合には、経済協力開発機構の租税政策及び税務行政センターの最も高い地位にある職員であっていずれの締約国の国民でもないものが、仲裁のための委員会の長を任命する。

第二十一条 仲裁手続の秘密

- 1 この部の規定、条約の規定並びに情報の交換、秘密及び行政支援に関する両締約国の法令の適用上、仲裁のための委員会の構成員及びその職員（構成員一人について三人までに限る。）並びに仲裁のための委員会の構成員の候補者は、情報（当該候補者については、当該候補者が仲裁のための委員会の構成員の要件を満たすことができることを確認するために必要な範囲に限る。）の開示を受けることができる者又は当局とみなす。仲裁のための委員会又は仲裁のための委員会の構成員の候補者が受領する情報及び両締約国の権限のある当局が仲裁のための委員会から受領する情報は、情報の交換及び行政支援に関する条約の規定に基づいて交換された情報とみなす。
- 2 両締約国の権限のある当局は、仲裁のための委員会の構成員及びその職員が、仲裁手続の実施に先立って、情報の交換及び行政支援に関する条約の規定並びに両締約国の関係法令に規定する秘密及び不開示に関する義務に従って仲裁手続に関する情報を取り扱うことについて書面によって合意することを確保する。

第二十二条 仲裁決定に先立つ事案の解決

この部の規定及び両締約国の権限のある当局の合意による事案の解決について規定する条約の規定の適用上、仲裁の要請が行われてから仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局に送付するまでの間に、次のいずれかに該当する場合には、当該事案に関する両締約国の権限

のある当局の合意のための手続及び仲裁手続は、終了する。

- (a) 両締約国の権限のある当局が、当該事案を解決するための合意に達する場合
- (b) 当該事案の申立てをした者が、仲裁の要請又は両締約国の権限のある当局の合意のための手続の申立てを撤回する場合

第二十三条 仲裁手続の種類

- 2 両締約国の権限のある当局が異なる規則について合意する場合を除くほか、仲裁手続について、次の規定を適用する。
- (a) 事案が仲裁に付託された後、各締約国の権限のある当局は、全ての仲裁のための委員会の構成員に対し、仲裁決定のために必要な情報を不当に遅滞することなく提供する。両締約国の権限のある当局が別に合意する場合を除くほか、両締約国の権限のある当局が仲裁の要請を受ける前に利用することができなかつた情報は、仲裁のための委員会がその決定を行うに当たって考慮しない。
 - (b) 仲裁のための委員会は、条約の関連する規定に従い、及びこれらの規定に従うことを条件として両締約国の法令の関連する規定に従い、仲裁に付託された事項を決定する。仲裁のための委員会の構成員は、両締約国の権限のある当局が合意によって明示的に特定することができる他の根拠を考慮する。
 - (c) 仲裁決定は、両締約国の権限のある当局に対して書面によって送付される。仲裁決定には、その結論の法的根拠及びその結論に至った理由を付する。仲裁決定は、仲裁のための委員会の構成員の単純多数による議決で採択される。仲裁決定は、先例としての価値を有しない。
- 5 仲裁手続の開始に先立って、両締約国の権限のある当局は、事案の申立てをしたそれぞれの者及びその顧問が、仲裁手続の過程においていずれかの締約国の権限のある当局又は仲裁のための委員会から受領した情報を他のいかなる者に対しても開示しないことについて書面によって合意することを確保する。当該事案の申立てをした者又はその者の顧問の一人が、仲裁の要請が行われてから仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局に送付するまでの間にその合意に著しく違反する場合には、当該事案に関する条約の規定に基づく両締約国の権限のある当局の合意のための手続及びこの部の規定に基づく仲裁手続は、終了する。

第二十五条 仲裁手続の費用

この部の規定に基づく仲裁手続において、仲裁のための委員会の構成員の報酬及び費用並びに両締約国が実施する仲裁手続に関連して生ずる費用は、両締約国の権限のある当局が合意によって定める方法によって両締約国が負担する。そのような合意がない場合には、各締約国の費用及び各締約国が任命する仲裁のための委員会の構成員の費用は、各締約国が負担し、仲裁のための委員会の長の費用その他仲裁手続の実施に関する費用は、両締約国が均等に負担する。

第二十六条 第六部の規定の適用対象

- 2 両締約国の権限のある当局の合意のための手続に係る事案の未解決の事項であってこの部に定める仲裁手続の対象となるものは、両締約国の権限のある当局の合意のための手続に係る事案の未解決の事項に関する義務的かつ拘束力を有する仲裁について定める二国間又は多数国間の条約に従い仲裁のための委員会又はこれに類する機関が既に設けられた事案に含まれる場合には、仲裁に付託されない。
- 3 この部のいかなる規定も、締約国が当事者である他の条約又は将来当事者となる他の条約に基づく両締約国の権限のある当局の合意のための手続における未解決の事項に関する仲裁に関するより広範な義務の実施に影響を及ぼすものではない。

(注) B E P S 防止措置実施条約第二十八条 2 (a) の規定に基づき、日本国は、B E P S 防止措置実施条約第六部の規定に基づいて仲裁に付託することができる事案の範囲に関して、次の留保を付する。

- 1 日本国は、条約について、条約第四条 3 の規定に該当する事案を B E P S 防止措置実施条約第六部の対象から除外する権利を留保する。
- 2 B E P S 防止措置実施条約第二十八条 2 (a) の規定に基づいてアイルランドによって付される留保が、アイルランドの国内法に言及することによるか否かにかかわらず、アイルランドにおける課税の事案のみを B E P S 防止措置実施条約第六部の対象から除外する場合には、日本国は、条約について、アイルランドの留保において言及される事案に類似する日本国における課税の事案を同部の対象から

除外する権利を留保する。

(注) B E P S防止措置実施条約第二十八条 2 (a)の規定に基づき、アイルランドは、B E P S防止措置実施条約第六部の規定に基づいて仲裁に付託することができる事案の範囲に関して、次の留保を付する。

- 1 重大な罰則。アイルランドは、納税者又はその関係者（当該納税者又はその関係者のいずれかのために行動する者を含む。）が千九百九十七年租税統合法第千七十七E条の規定に従って意図的な行為の結果として罰則を課される行為に関連する事案をB E P S防止措置実施条約第六部の対象から除外する権利を留保する。この1の適用上、「意図的な行為」は、歳入監査その他コンプライアンスのための関与に関する実施規則に規定する指針（継続的に見直されるもの並びに法令の改正及び新たな慣行を反映するために修正されるものを含む。）に従って解釈される。千九百九十七年租税統合法第千七十七E条には、これを今後代替し、改正し、又は改定する規定を含む。アイルランドは、当該規定を寄託者に通告する。
- 2 自国の租税回避の防止。アイルランドは、千九百九十七年租税統合法第八百一条及び第八百一A条に規定するアイルランドの租税回避を防止する規則の適用に関する事案をB E P S防止措置実施条約第六部の対象から除外する権利を留保する。これらの租税回避を防止する規則には、当該規則を今後代替し、改正し、又は改定する規定を含む。アイルランドは、当該規定を寄託者に通告する。

第二十八条

- 1 両締約国の権限のある当局は、この条約を実施するため、この条約の対象である租税に関して詐欺を防止するため、又はこれらの租税に関して脱法に対処することを目的とする法規を実施するために必要な情報（両締約国のそれぞれの税法に基づき行政の通常の実務において入手することができるもの）を交換する。このようにして交換された情報は、秘密として取り扱うものとし、この条約の対象である租税の賦課若しくは徴収又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に関与する者（裁判所及び行政機関を含む。）以外のいかなる者（裁判所及び行政機関を含む。）にも開示してはならない。
- 2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う

義務を課するものと解してはならない。

- (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令又は行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。
- (b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない資料を提供すること。
- (c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反するような情報を提供すること。

第二十九条

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第七条1の規定は、条約について適用される。

第七条 条約の濫用の防止

- 1 条約のいかなる規定にもかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、条約に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることが条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。

第三十条

- 1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかにダブリンで交換されるものとする。
- 2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、次のものについて適用する。
 - (a) アイルランドにおいては、
 - (i) この条約が効力を生ずる年の四月六日以後に開始する各賦課年度の所得税（付加税を含む。）

- (ii) この条約が効力を生ずる年の四月一日以後に開始する各事業年度の法人利潤税及びその日に現に継続中の各事業年度の残存期間の法人利潤税
- (b) 日本国においては、
この条約が効力を生ずる年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

第三十一条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、次のものについて効力を失う。

- (a) アイルランドにおいては、
 - (i) その通告が行われた年の翌年の四月六日以後に開始する各賦課年度の所得税（付加税を含む。）
 - (ii) その通告が行われた年の翌年の四月一日以後に開始する各事業年度の法人利潤税及びその日に現に継続中の各事業年度の残存期間の法人利潤税
- (b) 日本国においては、
その通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、この条約に署名した。

千九百七十四年一月十八日に東京で、本書二通を作成した。

日本国政府のために
大平正芳

アイルランド政府のために
クリストファー・P・フォガーティ